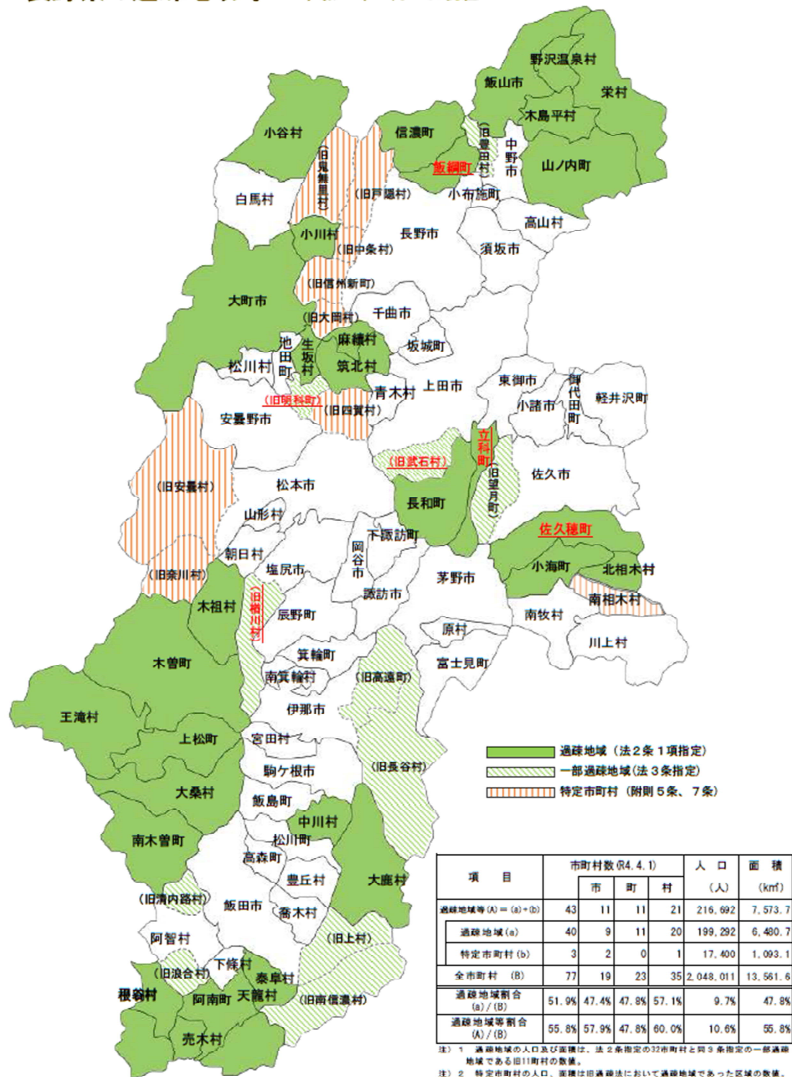


長野県過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="318 533 987 580">長野県過疎地域持続的発展計画</p> <p data-bbox="495 903 813 986">令和3年11月 <u>（令和5年3月改定）</u></p> <p data-bbox="465 1098 842 1129">（令和3年度～令和7年度）</p> <p data-bbox="573 1193 734 1225">長野県</p>	<p data-bbox="1249 533 1919 580">長野県過疎地域持続的発展計画</p> <p data-bbox="1480 903 1686 935">令和3年11月</p> <p data-bbox="1395 1098 1771 1129">（令和3年度～令和7年度）</p> <p data-bbox="1503 1193 1664 1225">長野県</p>

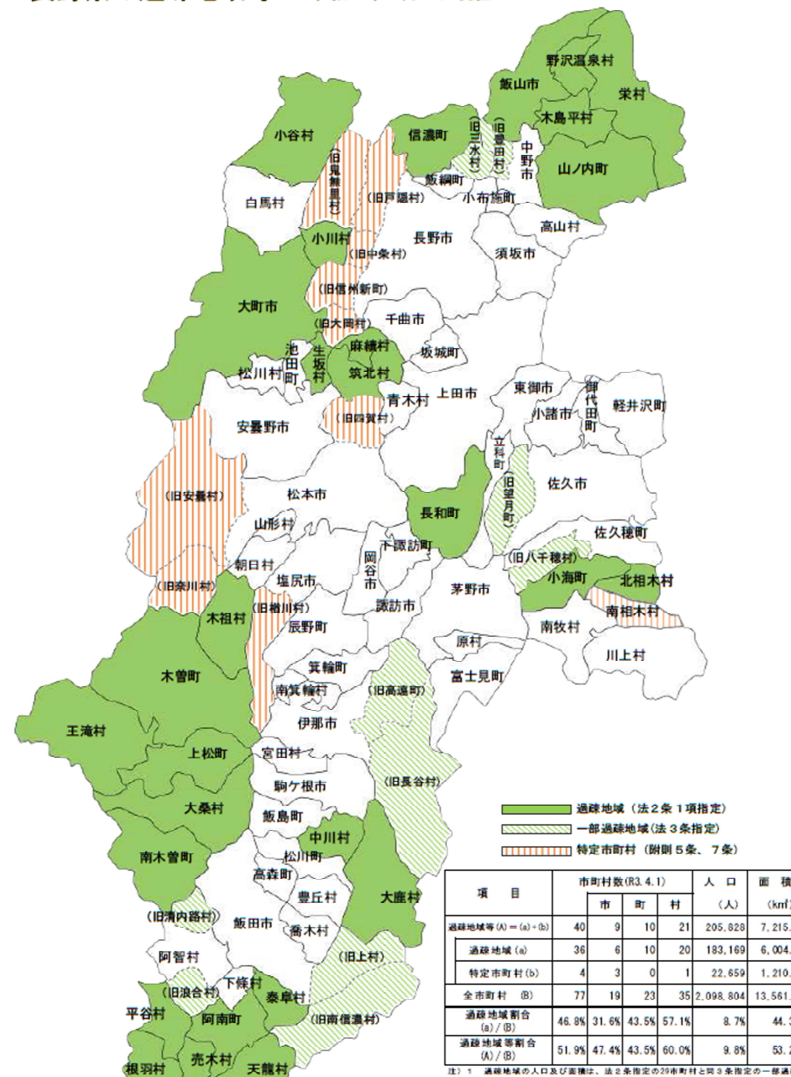
新

長野県の過疎地域等 <令和4年4月1日現在>



旧

長野県の過疎地域等 <令和3年4月1日現在>



新	旧
<p style="text-align: center;">第1 基本的な事項</p> <p>1 策定の趣旨 長野県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条及び長野県過疎地域持続的発展方針に基づき、県が過疎地域の市町村と協力して実施する又は支援する事業について策定するものです。</p> <p>2 対象地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された過疎市町村 40市町村に、同法附則第5条及び第7条の規定による特定市町村 3市村を加えた計 43市町村（以下「過疎市町村等」という。）を、本計画における対象地域とします。</p> <p>3 計画期間 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間</p> <p>4 過疎地域持続的発展の基本的な方向 過疎対策の推進に当たって、踏まえるべき共通の視点と目指すべき方向として、次の2点を市町村をはじめとする各関係者と共有しながら取り組みます。</p> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ モノの豊かさよりも心の豊かさに重きを置き、自らの人生を自らデザインできる創造的な生活のある地域をつくります。 ➤ 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくります。 ➤ 学びと自治の力を発揮し、「クリエイティブ・フロンティア」（これからの時代を牽引する新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域）へと価値観の転換を図ります。 </div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">確かな暮らしが営まれる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人々が地域で安心して暮らし続けることができる基盤を確保します。 ➤ 田園回帰（信州回帰）の潮流を捉え、移住・二地域居住の推進、つながり人口の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成します。 ➤ DXの推進により、必要な生活・行政サービスを楽しむことができる環境を整備します。 ➤ 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素（ゼロカーボン）社会を実現します。 </div>	<p style="text-align: center;">第1 基本的な事項</p> <p>1 策定の趣旨 長野県過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第9条及び長野県過疎地域持続的発展方針に基づき、県が過疎地域の市町村と協力して実施する又は支援する事業について策定するものです。</p> <p>2 対象地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項の規定により公示された過疎市町村 36市町村に、同法附則第5条及び第7条の規定による特定市町村 4市村を加えた計 40市町村（以下「過疎市町村等」という。）を、本計画における対象地域とします。</p> <p>3 計画期間 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間</p> <p>4 過疎地域持続的発展の基本的な方向 過疎対策の推進に当たって、踏まえるべき共通の視点と目指すべき方向として、次の2点を市町村をはじめとする各関係者と共有しながら取り組みます。</p> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">創造的で豊かな生き方が実現できる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ モノの豊かさよりも心の豊かさに重きを置き、自らの人生を自らデザインできる創造的な生活のある地域をつくります。 ➤ 地域に今ある価値（原風景・町並み、伝統・文化等）を再認識し、高め、発信することで、都市住民が憧れを抱く地域をつくります。 ➤ 学びと自治の力を発揮し、「クリエイティブ・フロンティア」（これからの時代を牽引する新しい生き方や暮らし方、価値を創造できる最先端の地域）へと価値観の転換を図ります。 </div> <div style="background-color: #e1f5fe; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">確かな暮らしが営まれる地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 人々が地域で安心して暮らし続けることができる基盤を確保します。 ➤ 田園回帰（信州回帰）の潮流を捉え、移住・二地域居住の推進、つながり人口の創出により、地域活動と地域の産業を支える人材を確保・育成します。 ➤ DXの推進により、必要な生活・行政サービスを楽しむことができる環境を整備します。 ➤ 地域にある資源を活かし、過疎地域から脱炭素（ゼロカーボン）社会を実現します。 </div>

新

5 基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上の実現に向け、過疎地域の要件である人口及び財政力に関する目標を設定し、施策を展開していきます。

指標名	目標	備考
人口減少率 (長野県調査)	R2年からR7年の減少率：△3.0%	R2年からR7年の人口減少率
若年者比率 (長野県調査)	R7年：現状の水準以上 (R3年：12.3%)	人口に占める15～29歳の比率
財政力指数の平均 (長野県調査)	R7年度：現状の水準以上 (R3年度：0.312)	基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値(過去3か年平均)

※ 各指標の数値は、原則として2の対象地域で示した県内過疎市町村等に係る数値(以下同じ。)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

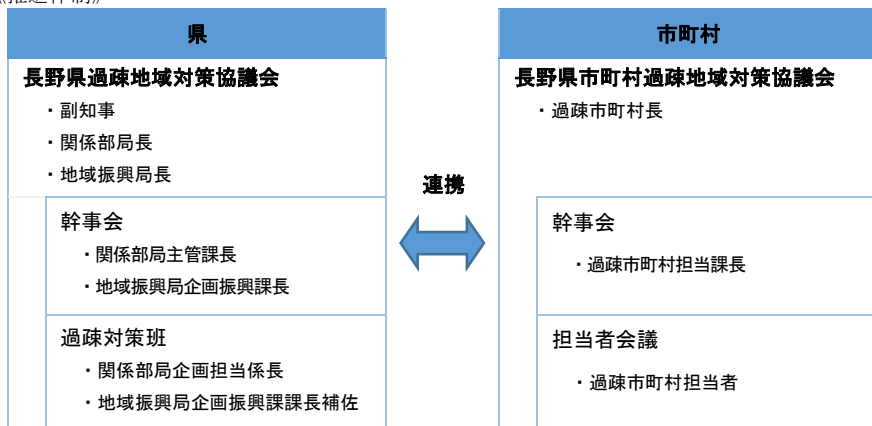
計画の実行に当たっては、設定した達成目標をもとに進捗状況の評価を実施し、PDCAサイクルを回していくことにより、計画の実効性を高めます。

達成状況の評価は、長野県過疎地域対策協議会において毎年度実施し、その結果を公表します。

7 計画の推進に当たって

各部局・現地機関が丸となって、県内過疎市町村で構成する長野県市町村過疎地域対策協議会と連携(市町村の取組状況のフォローアップや助言、広域的取組への支援等)しながら、対策を計画的に推進します。

《推進体制》



旧

5 基本目標

過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上の実現に向け、過疎地域の要件である人口及び財政力に関する目標を設定し、施策を展開していきます。

指標名	目標	備考
人口減少率 (長野県調査)	R2年からR7年の減少率：△3.0% (特段の政策を講じない場合の減少率：△5.0%)	R2年からR7年の人口減少率
若年者比率 (長野県調査)	R7年：現状の水準以上 (R3年：12.5%)	人口に占める15～29歳の比率
財政力指数の平均 (長野県調査)	R7年度：現状の水準以上 (R3年度：0.303)	基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値(過去3か年平均)

※ 各指標の数値は、原則として2の対象地域で示した県内過疎市町村等に係る数値(以下同じ。)

※ 今後の県総合5か年計画の策定等を踏まえ、目標の見直しを実施(以下同じ。)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

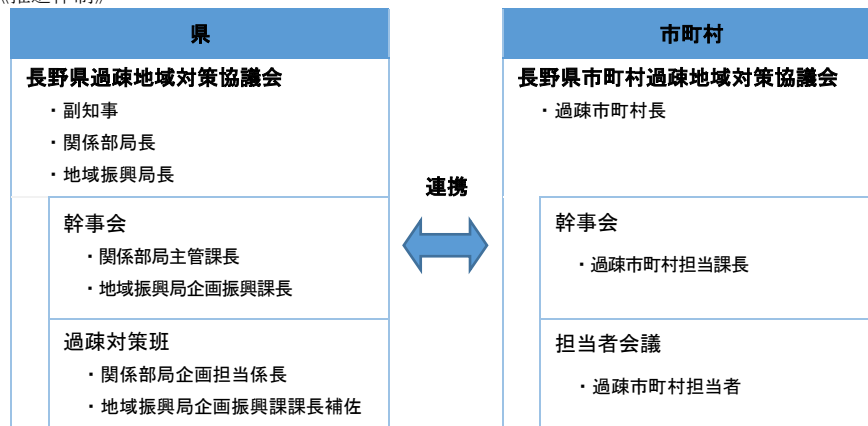
計画の実行に当たっては、設定した達成目標をもとに進捗状況の評価を実施し、PDCAサイクルを回していくことにより、計画の実効性を高めます。

達成状況の評価は、長野県過疎地域対策協議会において毎年度実施し、その結果を公表します。

7 計画の推進に当たって

各部局・現地機関が丸となって、県内過疎市町村で構成する長野県市町村過疎地域対策協議会と連携(市町村の取組状況のフォローアップや助言、広域的取組への支援等)しながら、対策を計画的に推進します。

《推進体制》



新	旧																																
第2 実施すべき施策に関する事項	第2 実施すべき施策に関する事項																																
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成																																
(中略)	(中略)																																
《関連目標》	《関連目標》																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状</th> <th>目標(R7年度)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住者数 (長野県調査)</td> <td>1,249人 (R2年度)</td> <td>2,100人</td> <td>新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者</td> </tr> <tr> <td>地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)</td> <td>87.1% (R2年度)</td> <td>87.1%</td> <td>地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率</td> </tr> <tr> <td>山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)</td> <td>14団体 (R3年4月)</td> <td>26団体</td> <td>山村留学生を受け入れている団体の数(翌年度4月時点)</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状	目標(R7年度)	備考	移住者数 (長野県調査)	1,249人 (R2年度)	2,100人	新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者	地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)	87.1% (R2年度)	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率	山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)	14団体 (R3年4月)	26団体	山村留学生を受け入れている団体の数(翌年度4月時点)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>現状</th> <th>目標(R7年度)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住者数 (長野県調査)</td> <td>1,088人 (R2年度)</td> <td>1,300人</td> <td>新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者</td> </tr> <tr> <td>地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)</td> <td>86.2% (R2年度)</td> <td>87.0%</td> <td>地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率</td> </tr> <tr> <td>山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)</td> <td>14団体 (R3年度)</td> <td>18団体</td> <td>山村留学生を受け入れている団体の数</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	現状	目標(R7年度)	備考	移住者数 (長野県調査)	1,088人 (R2年度)	1,300人	新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者	地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)	86.2% (R2年度)	87.0%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率	山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)	14団体 (R3年度)	18団体	山村留学生を受け入れている団体の数
指標名	現状	目標(R7年度)	備考																														
移住者数 (長野県調査)	1,249人 (R2年度)	2,100人	新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者																														
地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)	87.1% (R2年度)	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率																														
山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)	14団体 (R3年4月)	26団体	山村留学生を受け入れている団体の数(翌年度4月時点)																														
指標名	現状	目標(R7年度)	備考																														
移住者数 (長野県調査)	1,088人 (R2年度)	1,300人	新規学卒Uターン就職者や数年内の転出予定者などを除く県外からの転入者																														
地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査)	86.2% (R2年度)	87.0%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率																														
山村留学に取り組む団体数 (長野県調査)	14団体 (R3年度)	18団体	山村留学生を受け入れている団体の数																														
2 産業の振興、観光の開発	2 産業の振興、観光の開発																																
(中略)	(中略)																																
《実施する事業》	《実施する事業》																																
ア 農業の振興	ア 農業の振興																																
<input type="checkbox"/> 県が事業主体となって行う事業	<input type="checkbox"/> 県が事業主体となって行う事業																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 新規就農者支援事業</td> <td>次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。</td> </tr> <tr> <td>○ 農業リーダー育成事業</td> <td>農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	○ 新規就農者支援事業	次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。	○ 農業リーダー育成事業	農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 新規就農者支援事業</td> <td>次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。</td> </tr> <tr> <td>○ 農業リーダー育成事業</td> <td>農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	○ 新規就農者支援事業	次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。	○ 農業リーダー育成事業	農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。																				
事業名	事業内容																																
○ 新規就農者支援事業	次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。																																
○ 農業リーダー育成事業	農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。																																
事業名	事業内容																																
○ 新規就農者支援事業	次世代の農業を担う農業後継者、新規参入者など、多様な新規就農者の確保・育成を図るため、就農相談活動や農業体験研修、農業次世代人材投資資金の交付、新規就農里親制度等による実践的な技術研修などにより、円滑な就農を支援します。																																
○ 農業リーダー育成事業	農業生産の中核を担う青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、経営者能力の向上や経営発展を支援します。																																

新		旧	
○ 自然循環型農業定着促進事業	地球温暖化を防止するため、農業生産活動に由来する温室効果ガスを削減する技術の開発や実証を進めるとともに、有機農業をはじめとする「環境にやさしい農業」に取り組む生産者を支援します。	○ 自然循環型農業定着促進事業	地球温暖化を防止するため、農業生産活動に由来する温室効果ガスを削減する技術の開発や実証を進めるとともに、有機農業をはじめとする「環境にやさしい農業」に取り組む生産者を支援します。
○ 信州伝統野菜継承・産地育成事業	伝統野菜の安定的な生産を推進し、地域の人たちに育まれてきた食文化を多くの人に提供・発信し、伝統野菜の継承と地域振興を図ります。	○ 信州伝統野菜継承・産地育成事業	伝統野菜の安定的な生産を推進し、地域の人たちに育まれてきた食文化を多くの人に提供・発信し、伝統野菜の継承と地域振興を図ります。
○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた体制整備を支援します。	○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた体制整備を支援します。
○ <u>農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業</u>	<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。</u>	(新規)	(新規)
○ かんがい排水事業	農業用水を安定的に供給し、農産物の安定生産と品質確保を図るため、農業用排水路や頭首工、用排水機場など、基幹的な農業水利施設の更新・整備を行います。	○ かんがい排水事業	農業用水を安定的に供給し、農産物の安定生産と品質確保を図るため、農業用排水路や頭首工、用排水機場など、基幹的な農業水利施設の更新・整備を行います。
○ 畑地帯総合土地改良事業	野菜や果樹産地へ農業用水を安定的に供給し、農業経営基盤の強化を図るため、畑地かんがい施設や農道等の一体的な更新・整備を行います。	○ 畑地帯総合土地改良事業	野菜や果樹産地へ農業用水を安定的に供給し、農業経営基盤の強化を図るため、畑地かんがい施設や農道等の一体的な更新・整備を行います。
○ 経営体育成基盤整備事業	地域農業の将来を担う経営体を育成するため、農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化、用排水路の整備などの基盤整備を一体的に行います。	○ 経営体育成基盤整備事業	地域農業の将来を担う経営体を育成するため、農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化、用排水路の整備などの基盤整備を一体的に行います。
○ 農道整備事業	農産物の品質向上や輸送の効率化、農作業の省力化と農村生活環境の改善を図るため、地域の基幹となる農道の整備を行います。	○ 農道整備事業	農産物の品質向上や輸送の効率化、農作業の省力化と農村生活環境の改善を図るため、地域の基幹となる農道の整備を行います。
○ 中山間総合整備事業	中山間地域の農業、農村の活性化を図るため、地域経済の振興、定住の促進、国土の保全等に資する農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を行います。	○ 中山間総合整備事業	中山間地域の農業、農村の活性化を図るため、地域経済の振興、定住の促進、国土の保全等に資する農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備を行います。
○ 農村地域防災減災事業	激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震に対応するため、機能低下した排水機場のポンプ設備、耐震性不足が確認されたため池や水路の改修を計画的に行い、農村地域の安全を確保します。	○ 農村地域防災減災事業	激甚化・頻発化する気象災害や大規模地震に対応するため、機能低下した排水機場のポンプ設備、耐震性不足が確認されたため池や水路の改修を計画的に行い、農村地域の安全を確保します。
○ 地すべり対策事業	地すべり等防止法の指定を受けた区域において、農地や農業用施設、人家、公共施設等に及ぶ地すべり災害を未然に防止するための対策工事や既存施設の計画的な改修を行います。	○ 地すべり対策事業	地すべり等防止法の指定を受けた区域において、農地や農業用施設、人家、公共施設等に及ぶ地すべり災害を未然に防止するための対策工事や既存施設の計画的な改修を行います。
○ 野生鳥獣被害総合対策事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。	○ 野生鳥獣被害総合対策事業	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。

新			旧		
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助			■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考	事業名	事業内容	備考
● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	競争力・経営力等の強化を図るため、共同利用施設の整備や地理的条件が不利な地域における共同利用機械の整備を支援します。	国 1/2 以内 3/10 以内	● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	競争力・経営力等の強化を図るため、共同利用施設の整備や地理的条件が不利な地域における共同利用機械の整備を支援します。	国 1/2 以内 3/10 以内
● 信州農業生産力強化対策事業	多様な生産力を強化するため、新品種・新品目・新技術の導入や、マーケットニーズに対応できる産地づくりに向けた施設整備等を支援します。	県 1/2 以内	● 信州農業生産力強化対策事業	多様な生産力を強化するため、新品種・新品目・新技術の導入や、マーケットニーズに対応できる産地づくりに向けた施設整備等を支援します。	県 1/2 以内
● 経営体育成支援事業	地域農業の担い手となる経営体を育成するため、規模拡大や農産物の高付加価値化等を図るために必要な農業用機械等の導入を支援します。	国 3/10 以内	● 経営体育成支援事業	地域農業の担い手となる経営体を育成するため、規模拡大や農産物の高付加価値化等を図るために必要な農業用機械等の導入を支援します。	国 3/10 以内
● 食料産業・6次産業化交付金	農業者等が認定された総合化事業計画に従って実施する農林水産物等の加工・販売等の整備に対して支援します。	国 3/10 以内	● 食料産業・6次産業化交付金	農業者等が認定された総合化事業計画に従って実施する農林水産物等の加工・販売等の整備に対して支援します。	国 3/10 以内
● 中山間地域農業直接支払事業	中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の持つ多面的機能を確保するため、集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援します。	国 1/2 1/3 県 1/4 1/3	● 中山間地域農業直接支払事業	中山間地域において、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の持つ多面的機能を確保するため、集落の話し合いに基づく自律的かつ継続的な農業生産活動を支援します。	国 1/2 1/3 県 1/4 1/3
● 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた取組を支援します。	国 定額	● 中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上に向けた取組を支援します。	国 定額
● <u>農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業</u>	<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計画作成、実証事業の取組を支援します。</u>	<u>国 定額</u>	(新規)	(新規)	(新規)
● 多面的機能支払事業	農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養等）の維持・発揮を図るため、農地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援します。	国 1/2 県 1/4	● 多面的機能支払事業	農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養等）の維持・発揮を図るため、農地、水路、農道等の地域資源を適切に保全管理するための共同活動を支援します。	国 1/2 県 1/4

新			旧		
● 地籍調査事業	災害復旧の迅速化等を図るため、土地の基本情報である所有者や地番、地目、境界、地籍に関する調査を支援します。	国 1/2 県 1/4	● 地籍調査事業	災害復旧の迅速化等を図るため、土地の基本情報である所有者や地番、地目、境界、地籍に関する調査を支援します。	国 1/2 県 1/4
● 団体営土地改良事業	農業用水の安定供給を図るため、機能保全計画に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新を支援します。 また、農地の耕作条件を改善するため、多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備を支援します。	国 5.5/10 県 1.4/10	● 団体営土地改良事業	農業用水の安定供給を図るため、機能保全計画に基づく農業水利施設の計画的な補修・更新を支援します。 また、農地の耕作条件を改善するため、多様なニーズに沿ったきめ細かな基盤整備を支援します。	国 5.5/10 県 1.4/10
● 団体営農村地域防災減災事業	災害の未然防止に必要な水路やため池の整備、安全施設の設置等を支援します。	国 5.5/10 県 1.4～2.1/10	● 団体営農村地域防災減災事業	災害の未然防止に必要な水路やため池の整備、安全施設の設置等を支援します。	国 5.5/10 県 1.4～2.1/10
● 県単農業農村基盤整備事業	農業用水の安定供給や維持管理労力の軽減等により持続的な農業の確立を図るため、小規模な基盤整備を支援します。	県 4/10	● 県単農業農村基盤整備事業	農業用水の安定供給や維持管理労力の軽減等により持続的な農業の確立を図るため、小規模な基盤整備を支援します。	県 4/10
● 鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2以内 条件不利地域 55/100以内	● 鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2以内 条件不利地域 55/100以内

(中略)

《関連目標》

指標名	現状	目標 (R7年度)	備考
企業立地件数 (工場立地動向調査 経済産業省)	20件 (R2年度)	100件 (R3～7年度累計)	敷地面積1,000㎡以上の工場・研究所の立地件数
税制優遇等を受け本社移転・拡充を行う企業 (長野県調査)	4件 (R2年度)	35件 (R3～7年度累計)	国又は県制度の税制優遇等を受け、本社移転・拡充を行う企業の数
製造品出荷額等 (工業統計調査 経済産業省)	2,994億円 (R元年度)	現状の水準を維持	1年間における製造品出荷額、加工賃収入額等の合計
IT産業における1従業員当たり売上高 (特定サービス産業実態調査 経済産業省)	1,904万円 (H30年)	2,000万円 (R7年)	IT産業における生産性に関する数値
信州の伝統野菜選定数 (長野県調査)	54種類 (R2年度)	63種類	「信州伝統野菜認定制度」により選定された野菜の数

(中略)

《関連目標》

指標名	現状	目標 (R7年度)	備考
企業立地件数 (工場立地動向調査 経済産業省)	20件 (R2年度)	100件 (R3～7年度累計)	敷地面積1,000㎡以上の工場・研究所の立地件数
税制優遇等を受け本社移転・拡充を行う企業 (長野県調査)	4件 (R2年度)	35件 (R3～7年度累計)	国又は県制度の税制優遇等を受け、本社移転・拡充を行う企業の数
製造品出荷額等 (工業統計調査 経済産業省)	2,994億円 (R元年度)	現状の水準を維持	1年間における製造品出荷額、加工賃収入額等の合計
IT産業における1従業員当たり売上高 (特定サービス産業実態調査 経済産業省)	1,904万円 (H30年)	2,000万円 (R7年)	IT産業における生産性に関する数値
伝統野菜選定数 (長野県調査)	49種類 (R2年度)	54種類	「信州伝統野菜認定制度」により選定された野菜の数

新	旧																																																																												
(中略)	(中略)																																																																												
4 交通施設の整備、交通手段の確保	4 交通施設の整備、交通手段の確保																																																																												
(中略)	(中略)																																																																												
<p>《実施する事業》</p> <p>ア 道路網の整備</p> <p> i 国・県道及び市町村道の整備</p>	<p>《実施する事業》</p> <p>ア 道路網の整備</p> <p> i 国・県道及び市町村道の整備</p>																																																																												
<input type="checkbox"/> 県が事業主体となる事業	<input type="checkbox"/> 県が事業主体となる事業																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 国道（県管理分）及び県道の整備</td> <td> <p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 <u>13</u>路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 <u>40.9</u>km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 <u>51</u>路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 <u>48.4</u>km</p> </td> </tr> <tr> <td>○ 市町村道の整備（県代行）</td> <td> <p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	○ 国道（県管理分）及び県道の整備	<p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 <u>13</u>路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 <u>40.9</u>km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 <u>51</u>路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 <u>48.4</u>km</p>	○ 市町村道の整備（県代行）	<p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table>	大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村	長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村	川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町	伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村	野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町	16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村	4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市	1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 国道（県管理分）及び県道の整備</td> <td> <p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 12路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 40.6km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 45路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 42.5km</p> </td> </tr> <tr> <td>○ 市町村道の整備（県代行）</td> <td> <p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	○ 国道（県管理分）及び県道の整備	<p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 12路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 40.6km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 45路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 42.5km</p>	○ 市町村道の整備（県代行）	<p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table>	大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村	長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村	川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町	伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村	野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町	16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村	4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市	1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村
事業名	事業内容																																																																												
○ 国道（県管理分）及び県道の整備	<p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 <u>13</u>路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 <u>40.9</u>km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 <u>51</u>路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 <u>48.4</u>km</p>																																																																												
○ 市町村道の整備（県代行）	<p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table>	大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村	長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村	川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町	伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村	野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町	16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村	4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市	1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村																																												
大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村																																																																										
長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村																																																																										
川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町																																																																										
伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村																																																																										
野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町																																																																										
16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村																																																																										
4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市																																																																										
1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村																																																																										
事業名	事業内容																																																																												
○ 国道（県管理分）及び県道の整備	<p>過疎地域等と県内の中核都市又は生活圏の中心都市との連絡強化、及び高規格道路のインターチェンジや鉄道駅へのアクセスを確保するため、一般国道と主要な県道等の整備を推進します。</p> <p>○国道（県管理分） (国) 143号 他 12路線 (P36 別表参照) 松本市(旧四賀村)他道路改築 幅員 7.0～15.0m 延長 40.6km</p> <p>○県道 (主) 飯田富山佐久間線 他 45路線 (P36 別表参照) 阿南町他道路改築 幅員 5.0～10.25m 延長 42.5km</p>																																																																												
○ 市町村道の整備（県代行）	<p>基幹的な市町村道について、県代行制度の活用により整備を図ります。</p> <table border="1"> <tr><td>大河内線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.8km</td><td>天龍村</td></tr> <tr><td>長野殿線</td><td>幅員 8.8m</td><td>延長 0.7km</td><td>大桑村</td></tr> <tr><td>川向椰野線</td><td>幅員 6.5m</td><td>延長 0.1km</td><td>南木曾町</td></tr> <tr><td>伊折線</td><td>幅員 5.0m</td><td>延長 0.9km</td><td>小谷村</td></tr> <tr><td>野尻菅川線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.2km</td><td>信濃町</td></tr> <tr><td>16号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 2.0km</td><td>小川村</td></tr> <tr><td>4-116号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 1.1km</td><td>飯山市</td></tr> <tr><td>1-3号線</td><td>幅員 6.0m</td><td>延長 0.5km</td><td>野沢温泉村</td></tr> </table>	大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村	長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村	川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町	伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村	野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町	16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村	4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市	1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村																																												
大河内線	幅員 6.0m	延長 2.8km	天龍村																																																																										
長野殿線	幅員 8.8m	延長 0.7km	大桑村																																																																										
川向椰野線	幅員 6.5m	延長 0.1km	南木曾町																																																																										
伊折線	幅員 5.0m	延長 0.9km	小谷村																																																																										
野尻菅川線	幅員 6.0m	延長 1.2km	信濃町																																																																										
16号線	幅員 6.0m	延長 2.0km	小川村																																																																										
4-116号線	幅員 6.0m	延長 1.1km	飯山市																																																																										
1-3号線	幅員 6.0m	延長 0.5km	野沢温泉村																																																																										
(中略)	(中略)																																																																												

新				旧			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
地域公共交通計画を策定する市町村数 (長野県調査)	<u>34 市町村</u> (R2 年度)	<u>47 市町村</u>	バスなどの日常生活に必要な公共交通網を確保するための計画を策定する市町村数	地域公共交通計画を策定する市町村数 (長野県調査)	17 市町村 (R2 年度)	40 市町村	バスなどの日常生活に必要な公共交通網を確保するための計画を策定する市町村数
5 生活環境の整備				5 生活環境の整備			
(中略)				(中略)			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
污水处理人口普及率 (国土交通省、農林水産省、環境省 調査)	<u>98.0%</u> (R2 年度)	<u>98.5%</u>	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の污水处理施設の普及状況数	污水处理人口普及率 (国土交通省、農林水産省、環境省 調査)	97.8% (R2 年度)	99.1%	下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の污水处理施設の普及状況数
空家等対策計画策定市町村の割合 (長野県調査)	<u>66.2%</u> (R2 年度)	80.0%	空家等対策計画を策定している市町村の割合	空家等対策計画策定市町村の割合 (長野県調査)	66.7% (R2 年度)	80.0%	空家等対策計画を策定している市町村の割合
住宅の耐震化率 (長野県調査)	82.5% (H30 年度)	92.0%	耐震改修の実施などにより耐震性を有する住宅の割合	住宅の耐震化率 (長野県調査)	82.5% (H30 年度)	92.0%	耐震改修の実施などにより耐震性を有する住宅の割合
景観行政団体数 (長野県調査)	<u>9 市町村</u> (R2 年度)	<u>12 市町村</u>	景観行政団体へ移行した市町村数	景観行政団体数 (長野県調査)	7 市町村 (R2 年度)	10 市町村	景観行政団体へ移行した市町村数
(中略)				(中略)			

新				旧			
7 医療の確保				7 医療の確保			
(中略)				(中略)			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
医療施設従事医師数 (人口 10 万人当たり) (医師・歯科医師・薬剤師統計 厚生労働省)	233.1 (H30 年度)	<u>257.7 以上</u>	人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数	医療施設従事医師数 (人口 10 万人当たり) (医師・歯科医師・薬剤師統計 厚生労働省)	233.1 (H30 年度)	233.1 以上	人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数
就業看護職員数(人口 10 万人当たり) (衛生行政報告例 厚生労働省)	1436.9 (H30 年度)	1436.9 以上	人口 10 万人当たりの就業看護職員数	就業看護職員数(人口 10 万人当たり) (衛生行政報告例 厚生労働省)	1436.9 (H30 年度)	1436.9 以上	人口 10 万人当たりの就業看護職員数
へき地医療拠点病院の数 (長野県調査)	8 病院 (R2 年度)	8 病院	へき地診療所への医師派遣、へき地への巡回診療の実施等を行うへき地医療拠点病院の数	へき地医療拠点病院の数 (長野県調査)	8 病院 (R2 年度)	8 病院	へき地診療所への医師派遣、へき地への巡回診療の実施等を行うへき地医療拠点病院の数
8 教育の振興				8 教育の振興			
(中略)				(中略)			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた児童(小6)の割合 (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	83.7% (R2 年度)	83.7%以上	全国学力・学習状況調査における児童への質問に対する回答	「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた児童(小6)の割合 (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	83.7% (R2 年度)	83.7%以上	全国学力・学習状況調査における児童への質問に対する回答
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた生徒(中3)の割合 (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	64.0% (R2 年度)	64.0%以上	全国学力・学習状況調査における生徒への質問に対する回答	「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた生徒(中3)の割合 (全国学力・学習状況調査 文部科学省)	64.0% (R2 年度)	64.0%以上	全国学力・学習状況調査における生徒への質問に対する回答

新				旧			
「学校に行くのが楽しい」と答える児童の割合 <u>(小6)</u> <u>(全国学力・学習状況調査 文部科学省)</u>	82.9% (R2 年度)	82.9%以上	全国学力・学習状況調査における児童への質問に対する回答	「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の割合 (小学校) (長野県調査)	88.7% (R2 年度)	88.7%以上	長野県が実施する調査における児童への質問に対する回答
「学校に行くのが楽しい」と答える生徒の割合 <u>(中3)</u> <u>(全国学力・学習状況調査 文部科学省)</u>	79.7% (R2 年度)	79.7%以上	全国学力・学習状況調査における生徒への質問に対する回答	「学校に行くのが楽しい」と答えた生徒の割合 (中学校) (長野県調査)	86.7% (R2 年度)	86.7%以上	長野県が実施する調査における児童への質問に対する回答
山村留学に取り組む団体数 (長野県調査) (再掲 P4)	14 団体 (R3 年 4 月)	26 団体	山村留学生を受け入れている団体の数 (翌年度 4 月時点)	山村留学に取り組む団体数 (長野県調査) (再掲 P4)	14 団体 (R3 年度)	18 団体	山村留学生を受け入れている団体の数

9 集落の整備

(中略)

《実施する事業》

(中略)

イ 集落を支える人材の確保や組織の形成、連携

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 中間支援人材の活動促進 (再掲 P4)	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業 (再掲 P4)	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。
○ 外部人材活用の促進 (再掲 P4)	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。
○ 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。

9 集落の整備

(中略)

《実施する事業》

(中略)

イ 集落を支える人材の確保や組織の形成、連携

□ 県が事業主体となって行う事業	
事業名	事業内容
○ 中間支援人材の活動促進 (再掲 P4)	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業 (再掲 P4)	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。
○ 外部人材活用の促進 (再掲 P4)	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。
○ 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。

新				旧			
○ <u>農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P6）</u>		<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。</u>		(新規)		(新規)	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助				■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助			
事業名	事業内容	備考		事業名	事業内容	備考	
● 地域運営組織の形成促進	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。			● 地域運営組織の形成促進	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。		
● 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業県 3/4 以内 ハード事業県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)		● 地域づくりへの支援	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業県 3/4 以内 ハード事業県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)	
● <u>農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（再掲 P7）</u>	<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計画作成、実証事業の取組を支援します。</u>	<u>国 定額</u>		(新規)	(新規)	(新規)	
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
小さな拠点形成数 (小さな拠点の形成に関する実態調査 内閣府)	<u>34 か所</u> (R2 年度)	<u>48 か所</u>	生活サービス・交流機能などを提供する小さな拠点の形成数	小さな拠点形成数 (小さな拠点の形成に関する実態調査 内閣府)	30 か所 (R2 年度)	35 か所	生活サービス・交流機能などを提供する小さな拠点の形成数
地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	<u>87.1%</u> (R2 年度)	<u>87.1%</u>	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率	地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	86.2% (R2 年度)	87.0%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率
地域運営組織数 (地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査 総務省)	<u>165 団体</u> (R2 年度)	<u>192 団体</u>	地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織の数	地域運営組織数 (地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査 総務省)	153 団体 (R2 年度)	167 団体	地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織の数

新				旧			
10 地域文化の振興等				10 地域文化の振興等			
(中略)				(中略)			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
文化芸術活動に参加した人の割合 (長野県調査)	44.8% (R2 年度)	<u>78.0%</u>	県民が文化芸術活動に参加した人の割合	文化芸術活動に参加した人の割合 (長野県調査)	44.8% (R2 年度)	72.5%	県民が文化芸術活動に参加した人の割合 ※県政モニターアンケート調査による
文化財指定等件数 (長野県調査)	829 件 (R2 年度)	<u>929 件</u>	国・県が指定した文化財の件数	文化財指定等件数 (長野県調査)	829 件 (R2 年度)	906 件	国・県が指定した文化財の件数
(中略)				(中略)			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項				12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項			
(中略)				(中略)			
《実施する事業》				《実施する事業》			
ア 地域コミュニティの活性化				ア 地域コミュニティの活性化			
<input type="checkbox"/> 県が事業主体となつて行う事業				<input type="checkbox"/> 県が事業主体となつて行う事業			
事業名	事業内容			事業名	事業内容		
○ 中間支援人材の活動促進 (再掲 P4)	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。			○ 中間支援人材の活動促進 (再掲 P4)	地域づくりに寄り添う人材の育成・活用により、住民主体の地域づくりを支援します。		
○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業 (再掲 P4)	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。			○ 地域おこし協力隊受入・活躍支援事業 (再掲 P4)	地域おこし協力隊員の円滑な受入や活動の支援、任期終了後の定着を促進するため、必要な調査研究や情報発信を行うとともに、隊員向け研修や情報共有等の広域単位ネットワーク形成、市町村の受入支援を行います。		
○ 外部人材活用の促進 (再掲 P4)	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。			○ 外部人材活用の促進 (再掲 P4)	集落支援員をはじめ市町村における外部人材の活用を促進するため、情報提供や相談支援を行います。		
○ 地域づくりネットワークの支援	多様な主体の協働による活力あふれる地域づくりの推進のために、住民主体による地域づくりやコミュニティの活性化に向けた取組事例を学ぶ研修事業の実施や、地域づくり団体への情報提供と交流機会を設けることなどにより、地域づくり団体が活動しやすい環境を整え、新たなネットワークづくりを支援します。			○ 地域づくりネットワークの支援	多様な主体の協働による活力あふれる地域づくりの推進のために、住民主体による地域づくりやコミュニティの活性化に向けた取組事例を学ぶ研修事業の実施や、地域づくり団体への情報提供と交流機会を設けることなどにより、地域づくり団体が活動しやすい環境を整え、新たなネットワークづくりを支援します。		

新			旧		
○ 地域づくりへの支援 (再掲 P29)	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。		○ 地域づくりへの支援 (再掲 P29)	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	
○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (再掲 P6)	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた体制整備を支援します。		○ 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (再掲 P6)	中山間地域農業の振興を図るため、農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組の紹介や営農指導、地域をけん引していく担い手の確保・育成・定着への支援に加え、営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた体制整備を支援します。	
○ <u>農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業(再掲 P6)</u>	<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全、地域資源活用、生活扶助に取り組む農村型地域運営組織の形成を推進し、伴走支援体制を構築します。</u>		(新規)	(新規)	
○ 野生鳥獣被害総合対策事業 (再掲 P6)	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。		○ 野生鳥獣被害総合対策事業 (再掲 P6)	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となり実施する侵入防止柵の整備等を支援するとともに、野生鳥獣被害対策チーム等により、各地域の実情に合わせた被害対策に必要な支援・助言を行います。	
■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助			■ 過疎市町村等に対する行財政上の援助		
事業名	事業内容	備考	事業名	事業内容	備考
● 地域運営組織の形成促進(再掲 P30)	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。		● 地域運営組織の形成促進(再掲 P29)	地域運営組織の形成を促進するため、必要なノウハウや国・県の支援制度等を市町村へ周知します。	
● 地域づくりへの支援(再掲 P30)	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業 県 3/4 以内 ハード事業 県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)	● 地域づくりへの支援(再掲 P30)	活力あふれる元気な長野県づくりを進めるために、「地域発 元気づくり支援金」を通じて、市町村や公共的団体等が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある取組を支援します。	原則として、ソフト事業 県 3/4 以内 ハード事業 県 1/2 以内 (財政力指数が県平均以下の市町村は 2/3 以内)
● 中山間地農業ルネッサンス推進事業(再掲 P7)	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた取組を支援します。	国 定額	● 中山間地農業ルネッサンス推進事業(再掲 P7)	中山間地域農業の振興を図るため、将来ビジョンに基づく農村集落の特色を活かした創意工夫あふれる取組や営農・販売戦略の策定など地域の所得向上にむけた取組を支援します。	国 定額
● <u>農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業(再掲 P7)</u>	<u>地域で支えあう村づくりを推進するため、複数の集落や自治会、社会福祉協議会等の関係者が連携し、農用地保全や生活扶助等に取り組む農村型地域運営組織が実施する調査、計画作成、実証事業の取組を支援します。</u>	国 定額	(新規)	(新規)	(新規)

新				旧			
● 鳥獣被害防止総合対策交付金 (再掲 P8)	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2以内 条件不利地域 55/100以内		● 鳥獣被害防止総合対策交付金 (再掲 P8)	野生鳥獣による農作物被害を防止するため、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画に沿った鳥獣被害防止柵の設置や捕獲の取組を支援します。	ソフト事業 国 定額 ハード事業 国 1/2以内 条件不利地域 55/100以内	
● 森林づくり推進支援金	地域固有の課題に対し、市町村が独自性と創意工夫により実施する森林づくり活動の取組を支援します。(森林づくり県民税活用事業)	県 10/10以内 (施設整備費については2/3以内)		● 森林づくり推進支援金	地域固有の課題に対し、市町村が独自性と創意工夫により実施する森林づくり活動の取組を支援します。(森林づくり県民税活用事業)	県 10/10以内 (施設整備費については2/3以内)	
(中略)				(中略)			
《関連目標》				《関連目標》			
指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考	指標名	現状	目標 (R7 年度)	備考
地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	87.1% (R2 年度)	87.1%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率	地域おこし協力隊員の定着率 (長野県調査) (再掲 P4)	86.2% (R2 年度)	87.0%	地域おこし協力隊員の任期終了後の定着率
地域運営組織数 (地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査 総務省) (再掲 P30)	165 団体 (R2 年度)	192 団体	地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織の数	地域運営組織数 (地域運営組織の形成及び持続的運営に関する調査 総務省) (再掲 P30)	153 団体 (R2 年度)	167 団体	地域住民が主体となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織の数
圏域全体の活性化に取り組む圏域数 (長野県調査)	8 圏域 (R2 年度)	9 圏域	過疎地域を含む複数の市町村が連携し形成する定住自立圏・連携中枢都市圏等の圏域数	圏域全体の活性化に取り組む圏域数 (長野県調査)	8 圏域 (R2 年度)	9 圏域	過疎地域を含む複数の市町村が連携し形成する定住自立圏・連携中枢都市圏等の圏域数

新		旧	
(別表)		(別表)	
該当路線名一覧		該当路線名一覧	
区 分	路 線 名	区 分	路 線 名
国 道 (県管理分)	142号、143号、148号、151号、152号、158号、256号、292号、 <u>299号</u> 、 361号、403号、405号、406号、418号	国 道 (県管理分)	142号、143号、148号、151号、152号、158号、256号、292号、361号、 403号、405号、406号、418号
県 道	主要 地方道	主要 地方道	飯田富山佐久間線、川上佐久線、中津川田立線、中津川南木曾線、設楽根 羽線、丸子信州新線、伊那生田飯田線、開田三岳福島線、奈川木祖線、長 野大町線、信濃信州新線、 <u>諏訪白権湖小諸線</u> 、大町麻績インター千曲線、 松川インター大鹿線、松本和田線、下条米川飯田線、飯山妙高高原線、飯 山斑尾新井線
	一 般 県 道	一 般 県 道	栗野御供線、杉野沢黒姫(停)線、上野小海線、 <u>牛鹿望月線</u> 、美ヶ原和田 線、下奈良本豊科線、北林飯島線、栗野門島(停)線、御岳王滝黒沢線、 オコシ宮ノ越(停)線、木曾福島(停)駒ヶ岳線、河鹿沢西条(停)線、 <u>矢室明科線</u> 、 <u>槍ヶ岳線</u> 、奉納中土(停)線、 <u>牟礼永江線</u> 、 <u>野村上永江(停)</u> <u>線</u> 、小島信濃木崎(停)線、川口大町線、川口田野口篠ノ井線、小川長野 線、栃原北郷信濃線、長瀬横倉(停)線、箕作飯山線、曾根 藤ノ木線、千国北城線、七曲西原線、古屋敷境ノ沢線、上松御岳線、信州 新中条線、美麻八坂線、信濃斑尾高原線、上松南木曾線